

静情審第45号
平成16年11月24日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年6月7日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部開示決定に対する異議申立て（諮問第129号）

(別紙)

1 審査会の結論

静岡県情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する第三者から異議申立てがされている特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部を開示するとした静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 2 月 13 日、静岡県知事(以下「実施機関」という。)は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、特定の事業者に係る「産業廃棄物処分実績報告書(平成 14 年度)」の開示請求を受け、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、特定の事業者に係る「産業廃棄物処分実績報告書(平成 14 年度)」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 本件公文書には本件公文書を提出した報告者等の第三者に関する情報が含まれているため、実施機関は、平成 16 年 2 月 26 日、当該報告者に意見照会を行うとともに、開示請求者を開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成 16 年 3 月 10 日、実施機関は、当該報告者から反対意見書を受け付けた。
- (5) 平成 16 年 3 月 25 日、実施機関は、本件公文書の全部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示請求者に通知するとともに、反対意見書を提出した当該報告者を開示決定した旨を通知した。
- (6) 平成 16 年 4 月 8 日、反対意見書を提出した当該報告者は、本件処分を不服として行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書中、廃棄物の種類、処分方法、処分量及び処分後量、委託者(取引先)の名称、所在地及び受託量並びに受託者の許可番号、名称、所在地及び委託量に係る部分の開示決定処分の取消しを求めるというものであり、異議申立人が異議申立書等で主張している異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 当社には、実績報告書に記載されている各顧客(委託者)に対して機密保持義務がある。
- (2) 事業者が産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、委託契約が必要である。その契約書中に「第 10 条(機密保持) 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。」という条文がある。これは、当社が独自に決めた条文ではなく、一般的に使用されている全国産業廃棄物連合会の書式において示されているものである。そして、顧客名及び住所、産業廃棄物の種類、数量、処分方法等は、「機密」に当たると考えられ、これを公開した場合義務違反になり得る。

- (3) 実施機関の意見書では、年間利益、経営規模等が推測されることは否めないものの、具体的な経営状況等が明らかになるとまではいえないとしているが、本件公文書には、産業廃棄物の種類、処分量だけでなく受託者等の情報が記載されていることから、年間利益や経営規模だけでなく、具体的な経営戦略が明らかとなり、競争上の地位を害されるおそれが高い。
- (4) 実施機関の意見書では、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して業務内容を説明する必要があるとしているが、開示請求者が周辺住民であるかは不明である。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に従い周辺住民等の利害関係者への環境省令で定められた記録の閲覧の他、記録内容以外の情報についても、できる範囲内で回答することとしており、本件公文書を開示する必要はない。
- (5) 実績報告書に記載されている委託者は、当社の営業活動によって開拓した商取引相手であり、営業上極めて重要な顧客情報である。実施機関の意見書では、委託者の情報を開示しても異議申立人の正当な利益を害するとまではいえないとしているが、開示請求者が同業者等であった場合、本件公文書に記載された情報により、すぐにでも委託者に営業活動を行うことができ、それにより多大な不利益を被るおそれが高い。

4 実施機関の主張要旨

(1) 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

処理を委託された廃棄物の種類、量、取引先の事業者名称等を開示するかどうかについては、静岡県情報公開審査会の平成15年8月18日付けの答申を判断基準とした。

答申では、廃棄物の種類等に関する情報について、「当該情報は、異議申立人が前年度1年間にどのような種類の産業廃棄物をどのような方法でどれだけ処分したかということをお明らかにするものであり、当該情報が公にされることにより、異議申立人の当該事業における年間利益、経営規模等が推測され得ることは否めない。

しかし、これをもって異議申立人の当該年度の具体的な経営状況等が明らかになるとまではいえず、また、前述の処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。」と判断している。

委託者の名称等に関する情報については、「当該情報は、異議申立人にとって経営戦略上極めて重要な顧客情報であるが、同時に異議申立人に処分を委託した排出事業者に関する情報でもある。当該情報により、いかなる業種から出された産業廃棄物であるか等の推測が可能となるなど、周辺住民にとって、当該情報は、産業廃棄物の種類等の情報とあいまって産業廃棄物の内容をより詳細に把握できるものである。

既に述べたように、処分業の特質からして、当該事業においては、一定の限度で処分業者の業務内容を公にする責務があるともいえ、また、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して業務内容を説明する責務があるともいえる。

(中略)このようなことからして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。」と判断している。

受託者の名称等に関する情報については、本件公文書に記載されている情報が、答申の対象となった実績報告書と同様に報告者の名称が記載されていることから、答申を判断基準とした。答申では、「細則第22条に規定する様式第25号の受託者の欄には、報告者が産業廃棄物の中間処分又は最終処分を委託した者の名称、その者への委託量等を記載することとなっている。

しかし、この様式を用いた本件公文書の受託者の欄に記載されている当該情報は、(中略)検討した結果開示すべきとした報告者の名称等に関する情報及び廃棄物の種類等に関する情報の一部と同一の内容のものであり、これを公にしても異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。」と判断している。

したがって、処理を委託された廃棄物の種類、量、取引先の事業者名称等本件公文書に記載されているいずれの情報についても、検討した結果条例第7条第3号に該当しないものと判断した。

(2) 条例第7条第3号以外の各号の該当性について

本件公文書には、条例第7条の他の各号に規定する非開示情報が記載されているとは認められない。

(3) 実績報告書に記載された各顧客に対する機密保持義務について

異議申立人は、委託契約書第10条の「機密保持」規定に違反になり得ると主張する。

しかし、開示請求に係る公文書は、条例第7条各号のいずれにも該当しなければ開示しなければならないものである。また、契約内容については、事業者と委託契約者の当事者間の問題であるため、今回の情報開示の案件とは切り離して考えるべきであるが、異議申立人が「機密」に当たると考える顧客名及び住所、産業廃棄物の種類、処分方法等に関しても、上述したとおり条例第7条各号のいずれにも該当しないものであり、開示決定は妥当である。

5 審査会の判断

当審査会では、諮問第120号に対する答申(平成15年8月18日付け静情審第24号)及び諮問第121号に対する答申(平成15年8月18日付け静情審第25号)において、特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部を開示することは妥当である旨の判断をしたところであるが、本件事案において、当該答申と異なる判断をすべき特段の事情は認められないものと判断する。

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、異議申立人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第22条の規定に基づき、実施機関へ提出した産業廃棄物処分実績報告書である。この報告書には、以下の情報が記載されている。なお、以下のアからオま

でのうち、異議申立ての対象となっているのは、イからエまでに掲げた情報である。

ア 報告者に関する情報

報告者である法人の名称、所在地、代表者氏名、印影、電話番号及び許可番号

イ 廃棄物の種類等に関する情報

種類、処分方法、処分量及び処分後量

ウ 委託者の名称等に関する情報

名称、所在地及び受託量

エ 受託者の名称等に関する情報

許可番号、名称、所在地及び委託量

オ その他の情報

実績年度、提出年月日、管轄保健所の名称、書類受付年月日及び様式部分

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)該当性

条例第7条第3号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

産業廃棄物処分業(以下「処分業」という。)は現代社会において欠くべからざる事業であるものの、運営態様いかんによっては周辺的生活環境や自然環境に悪影響を与える事業であることから、処分業における産業廃棄物の種類、処分量、委託者等の事業活動に関する情報は、産業廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)が取り扱う産業廃棄物の内容を把握できる情報として、周辺住民にとって極めて関心の高いものとなっている。

また、生活環境の保全等を目的とする廃棄物処理法において、処分業者は、産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処分をする義務があり、処理基準に反した処分をした場合には措置命令の対象となる。加えて、細則第22条に規定する処分実績報告書において、処分業者は、前年度に取り扱った産業廃棄物の種類、処分量、処分を委託した者、当該処分業者が排出した産業廃棄物の処分を受託した者等を明示することとなっており、これは、当該産業廃棄物の処理過程を記載させることにより、産業廃棄物の適正な処分を促そうとするものといえる。

一方、産業廃棄物の排出事業者(以下「排出事業者」という。)も、自己の産業廃棄物の処分を委託する場合には、委託基準に従って適正に最終処分がされたことを確認しなければならず、委託基準に反した処分がされた場合には措置命令の対象となるなど、処分業者ばかりでなく、その取引先である排出事業者も相応の責任を負っている。

このように、産業廃棄物の処分については、周辺住民の関心も極めて高く、法的な

規制も強いことに加え、処分業者は、本件公文書にもみられるように、処分量、取引先等を県に報告することにより適正な処分を行っていることを明らかにすることが求められており、このようなことからすれば、一定の限度で業務内容を公にすることが処分業者の責務ともいえる。

さらに、処分業が周辺的生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることからすると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。

ア 廃棄物の種類等に関する情報

当該情報は、異議申立人が前年度1年間にどのような種類の産業廃棄物をどのような方法でどれだけ処分したかということを示すものであり、当該情報が公にされることにより、異議申立人の当該事業における年間利益、経営規模等が推測され得ることは否めない。

しかし、これをもって異議申立人の当該年度の具体的な経営状況等が明らかになるとまではいえず、また、前述の処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

イ 委託者（排出事業者）の名称等に関する情報

当該情報は、異議申立人にとって経営戦略上極めて重要な顧客情報であるが、同時に異議申立人に処分を委託した排出事業者に関する情報でもある。当該情報により、いかなる業種から出された産業廃棄物であるか等の推測が可能となるなど、周辺住民にとって、当該情報は、産業廃棄物の種類等の情報とあいまって産業廃棄物の内容をより詳細に把握できるものである。

既に述べたように、処分業の特質からして、当該事業においては、一定の限度で処分業者の業務内容を公にする責務があるともいえ、また、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して業務内容を説明する責務があるともいえる。

このようなことからして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

ウ 受託者の名称等に関する情報

細則第22条に規定する様式第25号の受託者の欄には、報告者が産業廃棄物の中間処分又は最終処分を委託した者の名称、その者への委託量等を記載することとなっている。

しかし、この様式を用いた本件公文書の受託者の欄に記載されている情報は、異議申立人の許可番号、事業場の名称及び所在地並びに委託量に係る情報である。このうち、許可番号は産業廃棄物処分業許可に当たって許可権者（静岡県知事）から付与されたものであること、また、事業場の名称及び所在地は営業上自らが公表し

ていることが通例であること、さらに、委託量は上記アにおいて開示すべきと判断した廃棄物の種類等に関する情報の一部と同一の内容のものであることからして、当該情報は、これを公にしても異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

(3) 委託者（排出事業者）から見た非開示情報該当性

排出事業者ごとの産業廃棄物の種類、当該排出事業者の名称等の情報は、異議申立人の取引先である排出事業者の事業に関する情報でもあることから、この点からの非開示情報該当性を検討する。

当該情報は、排出事業者にとって、処分業者の場合と異なり、当該排出事業者がどの程度の量のいかなる種類の産業廃棄物の処分をどの処分業者に委託したかを明らかにするに過ぎないものであることから、これを公にしても、民間事業者である排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえず、条例第7条第3号本文に該当しない。また、本件公文書に記載されている排出事業者には地方公共団体等が含まれているが、地方公共団体等に係る当該情報も、これを公にしても当該地方公共団体等の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例第7条第6号に該当しないことから、いずれの情報も開示すべきである。

なお、異議申立人は、委託者との契約において、異議申立人に機密保持義務が課せられており、委託者の名称及び所在地、産業廃棄物の種類及び数量等は機密に当たり、非開示とすべき旨主張する。

しかし、契約は、当事者間限りで効力を有するものであり、第三者は、他者との契約によってなんら義務を負うものではないことから、実施機関は、異議申立人と委託者との間の契約に拘束されない。

また、実施機関は、条例第7条の規定により、開示請求の対象となった公文書に記載されている情報のうち、同条各号に規定されている非開示情報に該当する情報を除いて、当該公文書を開示することが義務付けられている。

したがって、本件公文書を県に提出した異議申立人が、委託者との契約において機密保持義務を負っているとしても、実施機関は、当該契約に拘束されることはなく、条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するものを除き、本件公文書を開示することが求められる。そして、このことは、当審査会において、本件公文書の開示・非開示の判断をするに際しても同様である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記)

年 月 日	処 理 内 容	審 査 会
平成 16 年 6 月 7 日	諮問を受けた。	
平成 16 年 7 月 2 日	実施機関からの意見書を受け付けた。	
平成 16 年 8 月 12 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 16 年 9 月 24 日	審議、第二部会に付託	第 165 回
平成 16 年 10 月 26 日	第二部会において審議	第 166 回
平成 16 年 11 月 24 日	第二部会において審議し、答申案を本会へ報告 審議(答申)	第 167 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 165 回、第 167 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 165 回、第 167 回
小 野 森 男	弁護士	第 165 回、第 167 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 165 回～第 167 回
田 中 克 志	静岡大学 人文学部教授	第 165 回～第 167 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 常務取締役	第 165 回～第 167 回